



果たしてきた組合です。

本来、「再開発組合」は県知事の認可を得て、公法人として活動することになっていますが、三つの街区組合は、全体準備組合から事務員の派遣を受けて事務を行っています。

全体準備組合の職員はすべて、デベロッパとコンサルタントの派遣者と全体準備組合が現地で雇用した者で組織され、林泰史理事長の意向により業務を行っていました。

熊谷組から十二億三百万円の事業資金の提供を受け、商業開発へ一億一千五百万円、中央開発へ六千四百万円、中央街区組合へ四億七千万円、及び、吹屋町組合へ五百万円と、貸付金名目で資金を流していますが、残額の六億一千二百万円の使途については、帳簿等の開示、調査が困難で、当委員会の調査では解明できていません。

林理事長は「資金の流れは、事務局が行っていた」と主張し、一方では、「通帳の印鑑は私が厳重に保管していた」と証言しており、当委員会は、事務局だけの判断で「大切な資金」が動かされたという実態は「無い」と判断をしました。なお、現在、この全体準備組合は、組織としてはありますが、まったく活動しておりません。

西川メモの扱いと行政責任の重さ

平成九年に作成された「西川メモ」に記載されている二十六億円について、再開発事業の立ち上げ時点で事業に反対していた、いわゆる出口グループと呼ばれていた反対派権利者の説得のために要した補償費（約十億円）と、合意条件として、求められるままに提供した代替地にかかる差損分（約十六億円）であったということですが、補償費や差損の具体的な内容については、可能な限り最終報告で申し上げたいと思います。

大きな問題は、補償費の上乗せや、差損を被る資金の流れについて、最終的な決定を誰がしたのかについては、関係者の証言の食い違いに、決定的な証拠がないため、断定することはできないということです。

この部分での行政責任は重く、「再開発事業そのものに反対を主張していた人たちに對する補償費の使い方」などについて、行政が直接関わったり、指導したとする証拠等は、ありませんが、全体準備組合などが、このような工作を行っていたということは十分認知できたはずであり、そのことを議会などに報告もしなかったということは、重大な「間違いであった」と厳しく指摘せざるを得ません。

是正命令以外の資金流用の実態

県の是正命令以外にも、中央街区組合から吹屋町組合に貸付金として八億五千万円、全体準備組合から中央街区組合に貸付金として四億七千万円、及び、全体準備組合から吹屋町組合に貸付金として五百万円と資金を動かしています。また、全体準備組合からは、権利者法人である津山商業開発へ一億一千五百万円、中央開発へ六千四百万円が貸付金名目で資金流用が行われています。

こうした不祥事は、全体準備組合・中央街区組合・吹屋町組合・津山商業開発及び中央開発に関係する理事長や役員、構成員が、全て同じ人間によって組織されていることにより、実行できたものと推察され、再開発事業の実質的リーダーであった林泰史氏とデベロッパである熊谷組の担当責任者によって実行され、池幹夫中央街区組合理事長、副理事長など役員多数は「事後承諾」という流れが、基本的な流れであったと思われます。

しかし、色々の立場の役員、権利者が存在しますが、「資金不正流用の流れ」は、役員会、総会などに参加し、徹底した分析、質疑、論議があれば「さけられた」ものであったと強く指摘をしておきます。